天城町地域プロジェクトマネージャー設置要綱

(設置)

第1条 地域の重要プロジェクトを実施する際に、行政と住民、行政と民間企業、住民と専門家という、立場の異なる人々の間に立ち、橋渡し役となってプロジェクトをマネジメントできるブリッジ人材として、行政の課題解決を牽引できる人材を招へいし、事業を実施するため、天城町地域プロジェクトマネージャー(以下「マネージャー」という。)を設置する。

(地域プロジェクトマネージャーの職務)

- 第2条 地域プロジェクトマネージャーは、本町が重要プロジェクトとして第2次天城町 まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけた次の事業に関する職務を遂行する。
 - (1) 持続可能かつ価値の高い、稼ぐ水産業の実現
 - (2) 6次産業化の推進及び地域活性化につながる雇用の創出
 - (3) 地域資源を活用した観光産業の育成

(重要プロジェクトの名称)

- 第3条 重要プロジェクトの名称は、「漁民町民win-winプロジェクト」とする。 (マネージャーの任用)
- 第4条 マネージャーは、次に掲げる要件を全て満たす者のうちから、町長が任用する。
 - (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当しない者
 - (2) 三大都市圏をはじめとする都市地域(過疎、山村、離島、半島などの地域以外)に 居住しており、委嘱後、天城町に住民票を異動できるもの又は天城町において過去に「地域おこし協力隊員」として活動した経験があり、天城町が備える住民基本台帳に記録されている者
 - (3) 地域の活性化に深い熱意と知識を有し、かつ、積極的に職務を遂行することができる者
 - (4) 心身ともに健康で、地域になじむ意思を有し、かつ、誠実に職務を遂行することができる者
 - (5) 普通自動車運転免許を取得している者

(地域プロジェクトマネージャーの具体的な活動内容)

第5条

- (1) 天城町水産業振興拠点施設の安定した運営の確立
- (2) 市場拡大や商品力強化、地場産魚の普及、雇用の確保、漁業所得の向上
- (3) 新鮮な魚を提供するため、漁業者への鮮度保持指導
- (4) 未利用魚の加工品開発
- (5) 漁業集落と連携し、新規就業者、担い手育成、普及活動の推進
- (6) 水族館等と連携し、天城町のPRや新たな漁業としての展示魚販売
- (7) 陸上養殖施設を活用した施設運営

(マネージャーの任用期間)

第6条 マネージャーの任用期間は、1年とし、最大3年まで再任することができる。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(マネージャーの身分)

第7条 マネージャーの身分は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年 度任用職員(パートタイム)とする。

(給与等)

- 第8条 マネージャーの給与等は、天城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例(令和元年9月10日条例第10号。以下「給与条例」という。)の定めるところにより 支給する。
- 2 給与月額は、340,000円とする。

(勤務時間、休暇等)

第9条 マネージャーの勤務時間、休暇等は、天城町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年3月23日規則第7号。以下「規則」という。)第4条に規定する週休日を除いた日とする。この場合において、町長はマネージャーに勤務を要しない日において特に勤務することを命じた場合には、勤務を要するいずれかの日を、勤務を要しない日に変更し、振り替えることができる。

(マネージャーの遵守事項)

- 第10条 マネージャーは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 住民その他関係者との信頼関係の保持に努めること。
 - (2) 勤務時間以外であっても町内の行事、風習等の情報収集に努めること。
 - (3) 健康で健全な生活を送るとともに、事故等の防止に努めること。
 - (4) 身体の不調又は職務に影響を与える事態が発生した場合は、直ちに町長に届け出る

こと。

(マネージャーの解任)

- 第11条 町長は、マネージャーが次の各号のいずれかに該当するときは、解任することができる。
 - (1) 法令若しくはマネージャーの遵守事項に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - (3) 自己の都合により、解任願いを提出したとき。
 - (4) マネージャーとしてふさわしくない非行のあったとき。
 - (5) 天城町外に住所を移したとき。

(秘密の保持)

第12条 マネージャーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後 も、同様とする。

(社会保険の適用)

第13条 マネージャーは、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)の定めるところにより、それぞれの被保険者となるものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この告示は、令和4年11月1日から施行する。